

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
事業者募集要項

令和8年 7 月

市川市 こども家庭部 こども家庭施策課

市川市乳児等通園支援事業運営事業者募集要項

令和 8 年 7 月

市川市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業を実施する事業者を募集する。

1 募集対象事業者

市川市内において、「4 応募要件(1)」に記載のいずれかの施設を運営している法人とする。

2 事業区分

(1) 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施型）

（保育所等の定員とは別に定員を設け、在園児とは別室で受入れを行う。）

(2) 一般型乳児等通園支援事業（在園児合同実施型）

（保育所等の定員とは別に定員を設け、在園児と合同で受入れを行う。）

(3) 余裕活用型乳児等通園支援事業

（保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の3歳未満児の在籍児童数がその利用定員に達していない場合に、その利用定員の範囲内で受入れを行うもの。

ただし、余裕活用型を利用しているこどもが、定員が埋まることで制度自体を利用できなくなることがないように1年を通じて空きが想定されている事業所で実施することが望ましい。）

3 運営開始日

令和 8 年11月 1 日

4 応募要件

応募事業者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

なお、事業認可の判断に重大な影響を及ぼす事実の隠蔽や虚偽の申請等を行っていたことが判明した場合、応募が無効となる場合がある。

- (1) 認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く。）、

児童発達支援センター等（以下「保育所等」という。）を運営していること。

(2) 児童福祉法第34条の15第3項各号（社会福祉法人又は学校法人である場合は第4号に限る。）に定める基準を満たしていること。

(3) その他、事業の実施にあたり、関係法令等に基づき適格性を欠くものでないこと。

5 運営について

(1) 対象となるこども

ア 利用日時点において、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等（以下「認可保育園等」という。）に通っていない0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下同じ。）のこども。

イ 認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満のこども。ただし、企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外とする。

(2) 定員構成

ア 一般型乳児等通園支援事業

必要面積を満たした上で任意で設定すること。その際、すでに運営している事業の認可面積を減少させることにより、基準を下回ることが無いよう注意すること。

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

認可保育園等における、乳児及び1・2歳児の利用定員数以下の数とすること。

(3) 利用時間

こども一人あたりの利用可能時間は、月10時間までとし、1回あたり最低1時間から30分単位で利用できる。なお、利用可能時間は、当月限り有効であり、余った時間の繰り越しや、前月・翌月の時間を前倒しで利用することはできない。

(4) 実施日及び開所時間

実施日、開所時間については、ニーズや受入体制を踏まえて事業実施者にて適切に設定すること。

なお、施設が休園となる長期休暇中に開園しない場合は、あらかじめ乳児等通園支援を提供しない日を運営規程及び重要事項説明書に明記して、利用者に対して説明すること。

(5) 事前面談

初回利用時まで親子同伴で事前面談を実施すること。事前面談では、こどもの情報や利用に関する情報を保護者と確認すること。また、利用に当たって必要な項目等について、保護者へ伝えること。

なお、事前面談は、里帰り出産など、オンラインでなければ実施が困難な場合を除き、原則対面で実施すること。

(6)食事の提供

提供の有無については事前に周知し、利用開始前に説明すること。なお、食事を提供する際は、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)、「授乳・離乳の支援ガイド」(令和元年3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会)を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」(平成31年4月厚生労働省)を参照し、医師の判断及び指示に基づき対応することが必要であること。

(7)利用者負担額

ア 1人1時間当たり300円を標準とし事業者が決定する。

イ 利用者によっては以下のとおり減免を行う。減免された料金は、事業者へ加算として支払うものとする。

区分	加算額 (こども1人1時間あたり)
生活保護世帯	300 円
・市民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯 又は市町村民税世帯非課税者 ・要支援家庭世帯	200 円

※今後のこども家庭庁からの通知等により、変更となる場合がある。

ウ 上記のほかに、利用する保護者からあらかじめ文書により同意を得た上で、食事代、おやつ代等の実費徴収をすることができる。

(8)単価及び加算

給付単価及び加算額は以下のとおりとする。

区分	項目	給付単価・加算額 (こども1人1時間当たり)
基本 単価	0歳児	1,700 円
	1歳児	1,400 円
	2歳児	1,400 円
主な 加算	障害児加算	600 円
	医療的ケア児加算	2,500 円

	要支援家庭のこども加算	600 円
	初回対応加算	0歳児 1,700 円
	※事前面談及び事後面談を実施し、面談記録を残すことで加算の対象となる。 所要時間等の要件あり	1・2 歳児 1,400 円
	賃借料加算 ※月額賃料を超える部分については、加算しない。	200 円

その他加算についてはこども家庭庁の Web サイトを確認すること。

※今後のこども家庭庁からの通知等により、変更となる場合がある。

(9)総合支援システムの利用

- ・こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システムを活用すること。
- ・インターネット環境が整備されていること。また、管理者と担当者でそれぞれのアカウントを発行するため、2つ以上のメールアドレスを備えていること。

6 設備・運営基準

(1)設備基準

ア 一般型乳児等通園支援事業における設備基準は以下のとおりとする。

項 目	0～1 歳児	2 歳児
乳 児 室 又は ほふく室	1.65 m ² /人 又は 3.3 m ² /人	—
保 育 室 又 は 遊 戯 室	—	1.98 m ² / 人
便 所	認可定員に見合う設備及び面積	
そ の 他	乳児等通園支援の提供に必要な用具	

※各部屋の有効面積が基準面積を満たすこと。

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

各事業所の区分に応じた設備基準を満たすこと。

(2)保育室等を 2 階以上に設ける場合の基準

一般型乳児等通園支援事業における乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は 次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。なお、余裕活用型乳児等通園

支援事業を行う場合には、各事業所の区分に応じた設備基準を満たすこと。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室と

		は、バルコニー又は付室（階段室が同条第3 項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(3)運営基準

市川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に定める運営に関する

る基準を遵守すること。

7 一般型乳児等通園支援事業における職員配置基準

保育士又は地域限定保育士、その他市川市が指定する研修※1を修了した者(以下「乳児等通園支援従事者」という。)を配置すること。なお、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合には、各事業所の区分に応じた基準を満たすこと。

- (1)一般型乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、その半数以上は保育士とすること。ただし、一般型乳児等通園事業所1につき2人を下ることがないようにすること。
- (2)上記に関わらず、下記に該当する場合は乳児等通園支援従事者を1人とすることができる。

ア 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。

イ 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

※1 市川市が指定する研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が実施する研修を含む)を修了した者とは、次に該当する者をいう。

ア「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知)別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」の専門研修

* 令和9年3月31日までの間に「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者(以下「経過措置対象者」という。)については、「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」の専門研修を修了していない場合であっても、一般型乳児等通園支援事業所において乳児等通園支援に従事することができる。

イ 子育てに関する知識・経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

8 申込スケジュール

1	Web サイト公表（募集開始）	令和8年 7 月 31 日
2	事前協議締切	令和8年 8 月 21 日 正午
3	認可申請締切	令和8年 8 月 28 日 正午
4	子ども・子育て会議へ意見聴取	令和8年 10 月
5	認可通知	令和8年 10 月中旬以降
6	事業開始	令和8年 11 月1日

本件に関する質疑がある場合は、令和 8 年 8 月 21 日正午までに質問票を下記メールアドレス宛に提出すること。

なお、提出された質問及び回答については、取りまとめの上、市公式 Web サイトにて公表する。(質問者の氏名等は公表しない)

9 申請書類

認可・確認申請に当たっては、実施施設ごとに、市公式 Web サイトに掲載している認可・確認申請書類一覧に記載の書類を提出すること(正本1部, 副本1部)。

なお、提出書類はファイル等に順番に編冊の上、インデックスを付すこと。

※事前協議書類を提出される際は、予め担当まで E メールにて相談すること。

<提出先>

市川市役所 こども家庭部 こども家庭施策課

〒272-8501 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 3 階

Email: hoikukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

10 その他

- (1)この募集要項の記載内容については、制度改正又は国通知等に伴い変更する場合がある。
- (2)この募集要項に記載のない事項又は疑義が生じた際は、別途協議の上定めることとする。
- (3)応募にあたっては、こども家庭庁による「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」及び各種資料を参照すること。